

平成31年度 須賀川市立第二中学校 部活動に係る活動方針

平成31年4月8日

1 部活動のねらい

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒が余暇の善用を図り、運動や文化的な活動を主体的に楽しむことで心身の健康を保持増進し、豊かな学校生活を実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 学校教育・生涯教育の一環として実施するとともに、個性の伸長と体力、技術・競技力の向上の両立を目指す。
- (3) 学年学級を離れ、同じ趣味や興味をもつ生徒が集まり、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係を構築したり、自己肯定感、責任感、連帯感を高めたりすることを目的とする。

2 設置部

(1) 常設部

- ①軟式野球 ②ソフトボール(女) ③サッカー ④ソフトテニス(男女) ⑤剣道(男女)
- ⑥卓球(男女) ⑦バレーボール(女) ⑧柔道(男女) ⑨体操(男)
- ⑩バスケットボール(男女) ⑪バドミントン(男女) ⑫美術 ⑬吹奏楽(男女)
- ⑭合唱(男女) ⑮パソコン

(2) 特設部

- ①陸上(男女) ②駅伝(男女) ③水泳(男女) ④合唱(男女)

※ 水泳部については、大会前の特別な期間のみ顧問を配当する。基本的に学校での練習は行わず、引率のみ行う。スイミングスクールで本格的に練習に取り組んでいる生徒のみ特設水泳部員としての入部を認める。

3 休養日等について

(1) 基本的な活動時間について

- | | | | |
|---------------------------|--------|--|---------------|
| ① 4月～10月 | 18時15分 | 活動終了 | 18時30分までに完全下校 |
| ② 11月～3月 | 17時45分 | 活動終了 | 18時00分までに完全下校 |
| ③ 三者相談期間中 | 16時45分 | 活動終了 | 17時00分までに完全下校 |
| ④ 休・祝祭日の練習
(長期休業期間も含む) | 原則として | 午前 8時から午前11時まで
午前11時から午後 2時まで
午後 2時から午後 5時まで | |

※ いずれも平日は2時間、学校の休業日(土曜日や日曜日を含む)は3時間を上限とする。練習時間制限を超える練習や外部講師の指導については、事前に校長の承認を得る。

(2) 休養日の設定について

- ① 週2日の休養日を設定する。
 - ア 平日(月～金)に1日の休養日を設定する。基本、水曜日とするが、設定曜日については各部の実情に応じて変更することができる。
 - イ 土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。(土・日と2日続けて練習試合を行わない)
- ② 大会への参加で土曜日・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず翌月曜日を休養日とする。
- ③ 長期休業中の休養日及び活動時間の設定については、上記(1)～(2)②に準じた扱いとする。また、年末年始休業とお盆期間の日直を置かないことができる日は休養日とする。
- ④ 定期テスト前には、必ず部活動停止期間を設定する。定期テスト前の3日間はテスト勉強のため、活動を中止とする。
(1・2学期期末テスト2日前、2学期中間テスト3日前、3学期期末テスト3日前)

(3) 特別な活動時間について

朝の練習については、特設部活動のみとする。朝練習を行う場合は、原則7：00～7：50の時間で行う。活動期間は部の判断によるが、活動時間は上記で行う。いずれも必ず、校長の許可、保護者の承諾を得てから実施する。

(4) 大会・コンクールへの参加の見直し等

- ① 部活動顧問は、定期テストなどの学校行事の日程を考慮するとともに、競技会や強化試合等を含め生徒や家庭に過度な負担をかけることがないように十分配慮し、年度当初に年間計画を立てる。
- ② 生徒の発達段階からみて、大会やコンクール等に参加する回数についても配慮する。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して計画的に参加させる。
- ③ 土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合・ホール練習を含む）は、上記（1）の練習時間の設定とは別に計画するが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- ④ 大会実施日、開催場所、時間、引率方法等について、部活動顧問は、事前に校長の承認を得て参加する。
- ⑤ 大会に参加する際、部活動顧問は、校長の許可を得たうえで、交通手段等も含めて保護者に説明し、理解と協力を得て参加する。
- ⑥ 校長が許可していないものは、「学校の管理下」にあらず、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の給付の対象にならないことに留意する。
- ⑦ 県外遠征、合宿等については保護者の負担も大きいことから、部活動顧問は、校長に指示を仰ぎながら、慎重に判断する。

4 編成等について

- (1) 全生徒が入部することを原則とする。
- (2) 部には、指導者として、1人以上の指導者を置く。
- (3) 年度当初に、学級担任を通して「入部届」を顧問に提出させる。退部をする場合、保護者の承諾と学級担任の確認の上、退部の理由を記入し、「退部届」を学級担任を通して、部活動顧問に提出する。顧問は、部活動名簿の訂正を行う。
- (4) 新入生については、部活動編成前までは仮入部として変更は認める。それ以後は、正式部員とする。
- (5) 各部には、部長、副部長の役員を置く。
- (6) 部活動編成（4月下旬）で「部員名簿」、「年間活動計画（生徒会提出）」を作成する。また、各部活動顧問は、年間の活動計画書（活動日・休養日及び参加予定大会日程など）並びに毎月の活動計画書及び活動実績報告書（活動日時・場所、休養日及び大会参加日など）を作成し、校長に提出する。併せて、各部の年間の活動計画を各部の保護者会で配付・説明する。

5 部活動での適切な指導に向けて

(1) 生徒のニーズに応じた部活動の推進

生徒の間には、競技志向の生徒もいれば、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達をつくりたいなどレクリエーション志向の生徒もいることから、部活動顧問の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定する。

(2) 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- ① 部活動顧問等は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導する。また、部長は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援にも留意する。
- ② 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習

に留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の確認（危機管理マニュアル参照）に留意する。また、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする。

- ③ 常に、最悪の場合を想定し指導に当たる。また、部活動顧問一人一人が救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。
- ④ 障がいのある生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々なことから、部活動顧問間で配慮事項等を把握するとともに行動の観察と危険を予測しながら、安全に十分配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも留意する。
- ⑤ 事故が発生した時は、顧問は各学校の危機管理対応マニュアルに従い行動する。特に、首から上の事故や困難な状況と判断した場合は、躊躇せずに救急車を要請する。次に、関係者（管理職、保護者）への連絡を速やかに行う。また、所属する生徒の既往症（アレルギー等）等の実態についても指導者は共通理解しておく。
- ⑥ 頭を強く打ち付けた場合は、直ちに活動を中止し、脳神経外科等の専門医の診断を受ける必要がある。なお、頭に同じような衝撃を二度受けた場合、一度目が軽微なものであっても、二度目の症状が重篤になること（セカンドインパクト症候群）があるため活動に復帰させる際には、専門医の判断を仰ぐ。
- ⑦ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。
- ⑧ 熱中症は、生命にかかわる病気であるが、適切な対策をしていれば防ぐことができる。部活動の実施に当たっては、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を参考にする。なお、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識しておく。また、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

（3） 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

- ① 部活動での指導で、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りである。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。
- ② 部活動顧問等は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）が、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たる。
- ③ 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行わない。

（4） 科学的なトレーニング方法の積極的な導入

部活動顧問等は、自分自身のこれまでの実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。

（5） 指導能力の継続的な向上

- ① 「部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、校長は、学校組織全体で取組を進めるために、部活動顧問等に対して部活動の意義、運営や指導の在り方について定期的に行う研修等により共通理解を図る。
- ② 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、休養、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、それらを向上させることが重要である。

（6） 外部指導者を導入する際の留意点

- ① 学校が、外部指導者を導入するに際しては、部活動が学校の教育活動の一環として実施するものであることを踏まえ、次の点に留意する。
 - ア 学校全体で導入の方針等を確認し、保護者にも外部指導者について周知する。
 - イ 外部指導者は、指導するスポーツ等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関

- する十分な理解を有する者に依頼する。
- ウ 活動方針や活動計画の作成など、運営全体は部活動顧問等が進める。
 - エ 部活動顧問等は、外部指導者とは常に情報交換を行い、密に連携を図る。
 - オ 謝金等の報酬については、関係機関との連携を図り、予め外部指導者と確認する。
- ② 部活動顧問等と外部指導者は、次の内容について確認する。
- ア 活動の目標、計画、内容について確認するとともに、部活動顧問等と外部指導者の役割を分担する。
 - イ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。
 - ウ 生徒間トラブルや生徒からの相談などについての情報を共有する。
 - エ 不適切な指導と体罰の禁止について、必ず確認する。
 - オ 練習時間や休養日について確認する。

6 その他

- (1) 部活動に必要な予算は、生徒会費、後援会費及び個人負担とする。
- (2) 大会参加料、協会登録料、一部は、後援会から負担される。大会前に請求するものとする。
(団体のみ：詳しくは体文規約参照)
- (3) 休日に部活動を実施する場合は、「休日の部活動実施届」に記入し、校長の承認を得る。
- (4) 中体連以外の大会出場は、校長の許可、保護者の承諾を得てから参加する。また、文書により全職員に連絡する。休日の学校登校日に重なる場合は、学校長と相談をし、判断を得る。(登校日の出席を原則とする。) 大会要項については、市教委から照会・調査があるため、すべて大切に保管する。(特に、県中大会以上は重要)
- (5) 決められた時間を厳守して活動する。長期休業(春、夏、冬)に関しては計画表を提出する。部活動顧問は、部活動終了後、部の生徒が帰るまで見届ける。
- (6) 時間外の練習(朝、放課後)については、校長の承認のもと、保護者の承諾を得て実施する。特設部、外部講師による指導を受ける場合は、合唱部・吹奏楽部のみとする。
- (7) 体育館の使用については、ローテーション表(別紙)に従い活動する。
- (8) 用具や活動場所は、顧問と部員で責任をもって管理する。活動後の清掃、用具の点検、整理整頓をしっかりと行う。施錠については顧問が責任をもって行う。休日の校舎内の利用は、職員玄関のみを出入口とする。出入りを最小限にし、必要に応じて開閉を行う。
体育館外トイレの利用については、使用した部活動が責任をもって清掃まで行う。
- (9) 顧問教師の指導助言のもと、部長、副部長を中心に活動させる。顧問が指導できない場合は、原則として活動させない。(職員会議日の会議中は、練習を中止とする。)
- (10) 服装は、原則として学校指定の運動着とする。競技の特性などから、練習着等の着用が必要な場合は、顧問の判断で認めてもよいが、中学生にふさわしい派手でないものとする。
- (11) 部活動日誌を作成し、出欠状況や活動状況を記録し、事故やトラブル防止に努める。
- (12) 職員室前の掲示板については、連絡のため有効利用してもよい。内容を精選し、文字はていねいにきちんと書くようにする。
- (13) 原則として、私有車による練習試合・大会等への引率は認めない。しかし、やむを得ず生徒を私有車で引率する場合は、私有車使用届を提出する。
- (14) 生徒指導上の確認事項については下記のとおりとする。
 - ① 中学生らしい服装で練習や大会に参加させる。(参考：中体連岩瀬支部大会運営上の共通理解)「茶髪、眉ぞりをしている場合や、ピアス、ミサンガ、パワーリングを着用しての出場は認めない。」)
 - ② 部活動終了時間を守り、下校後は、寄り道をせずにまっすぐ帰宅させる。
 - ③ 下校途中の買い食いは禁止とする。
 - ④ 部活動で自転車を利用する場合(学校外の施設利用)は、安全部でステッカーを購入し、必ずヘルメットを着用させる。
 - ⑤ 3年生の引退後の活動については、原則として行わない。顧問が活動させたい場合は、担任

と相談したうえで活動させる。

- (15) 小学校を卒業した中学校新入生の部活動入部並びに練習参加については下記のとおりとする。
- ① 中学校（以下、二中）新入生が部活動に正式に入部できる時期は、入学式終了後、仮入部期間を経て、適切に定める。
 - ② 4月1日までは、原則として部活動に参加させない。
(卒業式以後（実際には指導要録上の日付）から3月31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用外となる)
 - ③ 4月1日以降、仮入部開始まで新1年生は、原則部活動には参加させない。
ただし、以下の要件を満たす場合は、校長（小学校卒業～3月31日までは小学校長及び中学校長、4月1日以降は中学校長）の承認の下で認める場合もあり得る。
ア 本人及び保護者の強い希望があり、参加に耐えうる体力・技能がある者。
イ 顧問が受け入れ可能と判断し、計画に則って活動できる者。
ウ 健康・安全面について、保護者の理解・協力が得られる者。
※ なお、承認を得る場合には、別紙「小学生の中学校部活動への参加承諾について」を本人・保護者に提示し、記入・押印の上、提出させる。

○ 小学校を卒業した新入生を練習に参加させる場合の留意点

小学校から中学校への円滑な活動の連携を図るものであることから、部活動においては、常に生徒の心身の発達段階と上級生などとの体力・技能の差に配慮して適切な休養を確保しながら実施すること。

- (1) 小学校と中学校の教育課程の相違を鑑み、練習内容においては中学生とは別メニューを組むなどの配慮をすること。
- (2) 4月1日(指導要録上の入学日)以降の練習内容においても入学式まではもとより、当分の間は(1)の配慮を心がけること。